



日田市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：健康保険課、東溪診療所、上津江診療所、
会計課

令和6年4月5日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

1 監査の対象 健康保険課、東溪診療所、上津江診療所、会計課

2 監査の期間 令和6年3月4日から令和6年4月2日まで

3 監査の場所 監査委員事務局、東溪診療所、上津江診療所

4 監査の着眼点

令和5年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和4年度における健康保険課、会計課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査委員監査基準に準拠し、令和4年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び相当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和6年4月26日（金）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

○健康保険課

①契約締結の決裁状況について

地方公共団体が締結する契約については、手続的な面において地方自治法施行令をはじめ、日田市契約規則や日田市会計規則等によって公法上の制限が加えられており、事務の適正な執行の確保に努め、処理を行っている。

健康保険課における長期継続契約の事務の執行状況を確認したところ、契約締結に関する決裁が、契約額に満たない当年度予算分のみの『支出負担行為兼委託契約締結伺』で行われていた。

長期継続契約である3年分の額を合計しても、契約金額による専決権者の規定は満たしていたが、契約伺の際に必要な予定価格調書の作成や、締結伺の際に必要な会計課への合議が行われていなかった。契約に関する決裁は、契約の総額ですべきものであることから、

規則等に則った事務を行われたい。

○会計課

①契約書の契約額の記載について

会計課では、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、金融機関を指定して、日田市の公金の収納及び支払の事務を執り行っている。

指定金融機関が取り扱う事務に要する費用については、日田市指定金融機関契約書に基づき、指定金融機関事務取扱経費に関する協定書にて別途定めているが、契約の締結及び事務の執行状況を確認したところ、契約書記載額と支払額に相違がみられた。

これは、事務取扱経費として加算していた指定代理金融機関分の経費を、契約の総額として加算せずに記載していたものであるが、契約書は契約内容を証する重要な書面であることから、契約書の作成、締結、執行にあたっては、契約内容を十分確認し、適正な事務処理を行われたい。